

千葉県告示第830号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和7年9月24日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年9月24日

千葉市長 神谷 俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 板倉町14号線	緑区板倉町656番6から 緑区板倉町657番1まで	令和7年9月24日